

## 医療法人の解散について

医療法人が、後継者不在等の理由により事業を廃止し、解散することがあります。医療法人の新設では都道府県知事の認可を受けることとなりますが、解散においても認可を受ける必要があり、加えて、税務上、特別な取扱いが生じるため、事前に影響を確認する必要があります。

そこで本稿では、医療法人の解散における行政手続きと、税務上の留意点について確認することといたします。

### 1. 医療法人を解散する場合の行政手続き

#### (1) 医療法人の解散事由

医療法人は、一般事業会社と違って自由に解散できるわけではなく、定款や医療法に定められた一定の解散事由が生じた場合に解散することとなります。解散に際しては、その事由ごとに必要とされる手続きは異なります(下表参照)。

実務上、最も多い解散事由は「社員総会の決議」による解散です。この事由による解散の場合、都道府県知事の認可が必要になるため、申請から認可まで、予め余裕をもってスケジュールすることが大切です。

#### 【解散事由と手続き】

	項目	分類	手続き
1	定款(寄附行為)に定められた解散事由の発生	届出による解散	都道府県知事へ解散届を提出
2	目的たる業務の成功不能	認可による解散	都道府県知事の解散認可
3	社員総会の決議(医療法人社団のみ)	認可による解散	都道府県知事の解散認可
4	他の医療法人との合併	認可による解散	都道府県知事の解散認可
5	社員の欠亡(医療法人社団のみ)	届出による解散	都道府県知事へ解散届を提出
6	破産手続開始の決定	破産による解散	破産手続き
7	設立認可の取消し	その他の解散	都道府県知事による設立認可の取消し

#### (2) 医療法人の解散手続き

医療法人が解散する場合、上表のとおり、解散事由ごとに手続きが異なります。ただし、登記や清算等では、手続きに共通する部分もあります。また、合併による解散の場合を除き、解散決議等によって直ちに医療法人の法人格が消滅するわけではなく、その後の清算人による清算手続きの結了をもって法人格が消滅することとなります。

#### (3) 管理者(院長)の死亡の場合の解散手続き

医療法人の管理者(院長)が死亡し、病医院を引き継ぐドクター(次期院長)がいない場合、廃業することとなります。その場合、保健所に廃止届等を提出した後に、医療法人の解散手続きを行うこととなります。

一方、次期院長(就任可能な後任の管理者)がいる場合には、管理者変更の手続き(開設届出事項変更届)を行うことで、病医院を継続することとなります。

ところで、次期院長(就任可能な後任の管理者、以下同様)がおらず、廃業するか否かについてすぐに意思決定ができない場合には、管理者が不在のまま診療を行うことはできないため、いったん保健所へ休止届を提出する必要があります。その後、次期院長(就任可能な後任の管理者)が見つかった場合には、保健所へ再開届と管理者の変更の手続きを行います。次期院長が見つからない場合には、廃止の手続きを経て、医療法人の解散手続きを行うこととなります。

また、休止の期間が1年を超える場合、都道府県知事は、医療法人の認可を取り消すことができるとされています。そのため、これにより認可が取消しとなった場合には、解散手続きを行うこととなります。

### 2 医療法人を解散する場合の税務上の留意点

#### (1) 医療法人の課税

##### ① みなし事業年度

医療法人が解散した場合には、次の通り、みなし事業年度が設定されます。

ちなみに、一般事業会社の場合は、会社法により、解散の日の翌日から1年ごとの期間を清算事務年度とすることが定められています。



【みなし事業年度】

内容	事業年度
解散の日の属する事業年度	解散の日の属する事業年度開始の日から解散の日まで
清算期間中の事業年度	解散の日の翌日から本来の事業年度終了の日まで(それ以降、本来の事業年度)
清算最終事業年度	残余財産確定日の属する事業年度開始の日から残余財産確定日まで

② 期限切れ欠損金の活用

通常、法人税の計算において、課税所得を生じた場合、過去10年以内に生じた繰越欠損金があるときは、課税所得にその繰越欠損金を充当することができます。法人が解散した場合で、残余財産がないと見込まれるときは、さらに、清算事業年度において期限切れ欠損金の活用が認められます。

③ 最終事業年度における事業税の損金算入

事業税は、通常、計算対象事業年度の翌事業年度に損金となりますが、清算最終事業年度の場合は、翌事業年度が存在せず、損金算入のタイミングがなくなってしまうことから、清算最終事業年度における損金算入が認められています。

④ 清算事業年度中の欠損金の繰戻しによる還付

欠損金の繰戻し還付は、中小企業者等にのみ認められていますが、清算事業年度中は中小企業者等以外の法人についても適用が受けられます。

⑤ 税務届

法人が解散した場合や清算終了の登記をした場合には税務署や都道府県等に届出書を提出しなければなりません。

(2) 持分の定めのある医療法人の残余財産

医療法人が解散を予定している場合、通常、役員に対して解散事業年度(または解散事業年度前の通常の事業年度)において役員退職金を支給することになります。

また、持分の定めのある医療法人が解散した場合には、清算事業年度において、債権者に対する債務を弁済した後に、残余財産が残っている場合には、出資割合に応じて出資者に残余財産が分配されることとなります。

このように、出資者兼役員である個人は、役員退職金(退職所得)として受け取るか、残余財産の分配(配当所得)として受け取るのか、その受け取り方で課税所得区分・課税額が異なり、結果、手取額に違いがでます。また、役員退職金は不相当に高額な金額を除き、損金に算入されますが、残余財産の分配は剰余金の配当であるため、損金には算入されず、医療法人側においても税務上の取扱いが異なります。したがって、役員退職金で支給するか、あるいは残余財産として分配するかについては、個人と法人両方の課税関係を考慮して判断する必要があります。

(3) 持分の定めのない医療法人の残余財産

医療法人が解散を予定している場合解散事業年度(または解散事業年度前の通常の事業年度)に、役員に対して役員退職金を支給することとなります。役員退職金はあくまで職務執行の対価としての性質を有するものであるため、「持分の定めのある医療法人」でも「持分の定めのない医療法人」でも、その扱いに法人格の別による違いはありません。

なお、「持分の定めのない医療法人」の解散の場合、残余財産は国等に帰属することになりますので、この点は「持分の定めのある医療法人」と明らかに違いが生じます。

(本資料の著作権はすべて税理士法人山田&パートナーズに帰属します。)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性について保証をするものではありません。また、発行日現在の法令・関係規則等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引の勧誘を目的としたものではありません。

